第４章　許可基準

盛土規制法の許可を受けるに当たっては、許可の申請が次表に掲げる基準に適合している必要があります。

表 4-1　盛土規制法に基づく許可の基準

	基準	根拠規定	備考
1	工事の技術的基準	法第 13 条第 1 項	4-1 参照
2	所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用又は収益を目的とする権利を有する者の全ての同意	法第 12 条第 2 項第 4 号	4-2 参照
3	周辺地域の住民への周知	法第 11 条、省令第 6 条	4-3 参照
4	設計者の資格	法第 13 条第 2 項	4-4 参照
5	工事主の必要な資力及び信用	法第 12 条第 2 項第 2 号	4-5 参照
6	工事施行者の必要な能力	法第 12 条第 2 項第 3 号	4-6 参照

４－１　技術的基準への適合（法第 13 条第 1 項）

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。

詳細は「第５章 技術的基準」を確認ください。

表 4-2　政令に規定する技術的基準

政令	技術的基準
第７条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準
第８条	擁壁の設置
第９条	鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の擁壁の構造
第 10 条	練積み造の擁壁の構造
第 11 条	擁壁についての建築基準法施行令の準用
第 12 条	擁壁の水抜穴
第 13 条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第 14 条	崖面崩壊防止施設の設置
第 15 条	崖面等の地表面について講ずる措置
第 16 条	排水施設の設置
第 17 条	特殊の材料又は構法による擁壁
第 18 条	特定盛土等に関する工事（第７条から第 17 条までの規定の準用）
第 19 条	土石の堆積に関する工事

４－２　土地所有者等の同意（法第 12 条第 4 項）

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

工事予定の土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、①権利者一覧表、②同意書、③公図の写し、④土地の登記事項証明書を提出する方法により確認します。

４－２－１　同意を必要とする権利者

同意を必要とする権利者とは、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のことです。

４－２－２　必要書類

土地所有者等の同意を確認するために表 4-3 に掲げる書類を提出してください。

表 4-3　必要書類一覧

	書類の種類	特記事項
1	土地に関する権利	
	① 権利者一覧表（要綱様式第 5 号）	・各権利者及び内容を整理すること。
	② 同意書（要綱様式第 6 号）※1	
2	建築物その他工作物に関する権利	
	① 権利者一覧表（要綱様式第 5 号）	・各権利者及び内容を整理すること。
	② 同意書（要綱様式第 6 号）※1	
3	その他	
	① 公図の写し	・工事区域を赤線で囲み明示すること
	② 土地登記事項証明書※2	
	③ 同意者の印鑑登録証明書	

※1：同意者の意思確認上必要な書類となるため、同意書には、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。関係の登記事項証明書に記載されている者とします。

※2：登記事項証明書に記載されている権利者が死亡している場合においては、相続人全員の同意書が必要となります。

４－３　周辺地域の住民への周知（法第 11 条）

工事主は、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければなりません。

許可申請書に添付する「周知措置報告書」（要綱様式第 7 号）により、周辺地域の住民に工事内容の周知を行ったことを確認します。

４－３－１　周知の方法（省令第６条）

工事の内容について、表 4-4 の方法により周知を行う必要があります。

表 4-4　周辺住民への周知の方法

	方法
1	説明会の開催
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

なお、災害の生ずるおそれが特に大きい土地（※渓流部）において、高さ 15 メートル超の盛土をする場合は、「1 説明会の開催」による周知が必須となります。

４－３－２　周知内容

少なくとも表 4-5 の内容について周知を行ってください。

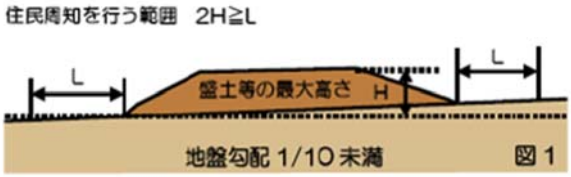
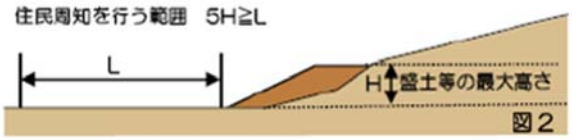
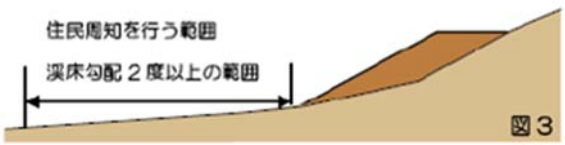
表 4-5　周知する工事の具体的内容

区分	周知内容	
宅地造成又は特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日	⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日	⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量

４－３－３　周知範囲

周知する範囲は、盛土等による影響を想定し得る範囲としています。対象となる範囲に、住家や日常で活動が行われている建物がある場合には、周知を行ってください。

表 4-6　住民への周知の範囲

盛土等の区分	住民周知の範囲	
1 平地盛土 2 切土 3 土石の堆積	必ず周知	・盛土等の境界（のり尻）から盛土等の最大高さ h に対して、水平距離の 2h 以内の範囲（※図 1 の L の範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地 【図 1】 
	必要に応じ周知	・盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 ・盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲
腹付け盛土	必ず周知	・盛土ののり肩尻までの高さ h に対して、盛土のり肩から下方の水平距離 5h 以内の範囲（※図 2 の L の範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地 【図 2】 
	必要に応じ周知	・盛土等を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50 メートルから数百メートル程度の範囲 ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲
1　渓流等における高さ 15m を超える盛土 2　渓流等における盛土（1 を除く） 3 谷埋め盛土（1 及び 2 を除く） 4　腹付け盛土のうち、図 1 の範囲に渓流等の渓床が存在するもの（1 及び 2 を除く）	必ず周知	・下流の渓床勾配が 2 度以上の範囲 ・盛土等を行う土地の隣接地 【図 3】 
	必要に応じ周知	・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲

4－4　設計者の資格（法第 13 条第 2 項）

表 4-7 のいずれかに該当する工事の設計は、一定の資格が必要となります。

表 4-7　資格を有する者の設計が必要な工事

	工事内容
1	高さが 5mを超える擁壁の設置
2	盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置

「設計者の資格に関する申告書」（要綱様式第 4 号）及び表 4-8 に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

表 4-8　設計者の資格と必要な書類

根拠規定	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
政令第 22 条第 1 号	大学の土木・建築課程を卒業後、2 年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書 ・実務経験証明書
政令第 22 条第 2 号	短期大学（3 年制）の土木・建築課程を卒業後、3 年以上の実務経験を有する者	
政令第 22 条第 3 号	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4 年以上の実務経験を有する者	
政令第 22 条第 4 号	高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7 年以上の実務経験を有する者	
政令第 22 条第 5 号	大学院等で土木・建築関係を 1 年以上専攻した後、1 年以上の実務経験を有する者（昭和 37 年建設省告示第 1005 号）	・大学院に 1 年以上在学したことの証明書 ・実務経験証明書
	技術士（建設部門、農業部門（農業農村工学、農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木））（昭和 37 年建設省告示第 1005 号）	・技術士の資格証明書
	一級建築士（昭和 37 年建設省告示第 1005 号）	・一級建築士の資格証明書
	土木・建築の技術に関し、10 年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者（省令第 35 条）	・宅地造成技術講習会修了証書 ・実務経験証明書

また、資格の要否にかかわらず、以下のいずれかの書類を提出してください。

① 住民票
② 個人番号カード（表面のみ、番号を黒塗りしたもの）
③ 運転免許証
④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）
⑤ 在留カード
⑥ 特別永住者証明書

４－５　工事主の資力・信用（法第 12 条第 2 項第 3 号）

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。「工事主の資力・信用に関する申告書」（要綱様式第 8 号）及び表 4-9 の資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 4-9　工事主の資力・信用を確認するために必要な書類

区分	書類の種類
申請者が個人の場合	・工事の資力及び信用に関する申告書（要綱様式第 8 号） ・資金計画書（国様式第三） ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ・誓約書（市参考様式） ・前年度分の納税証明書※2
申請者が法人の場合	・工事の資力及び信用に関する申告書（要綱様式第 8 号） ・資金計画書（国様式第三） ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ・誓約書（市参考様式） ・前年度分の賃借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書※2 ・本社から支店への委任状及び本社代表者の印鑑証明書※3
※1：代理人が申請を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。 ※2：納税証明書は、「法人税又は所得税の納税証明書」及び「市税の未納なし証明書」の両方の証明書（いずれも前年度分）を添付してください。 ※3：法人で支店等を工事主とする場合に添付すること。なお、支店等の受任者は、申請等手続きに使用する印鑑を押印することとし、受任者の印鑑は、支店等の名称及び役職名の両方が入った印鑑としてください。	

４－６　工事施行者の能力（法第 12 条第 2 項第 3 号）

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

「工事施行者の能力に関する申告書」（要綱様式第 9 号）及び表 4-10 又は表 4-11 に示す書類により、工事施行者に工事を完遂することができる技術力・財産的基礎があることを確認します。

表 4-10　工事施行者の能力を確認するために必要な書類（工事施行者が法人の場合）

	添付書類	
	建設業許可を受けている場合	建設業許可を受けていない場合
法人登記事項証明書（原本）	○	○
建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	○	－
工事を指導・監督する技術者の資格証明書など	○	○
許可証の交付業務経歴を証する書類（契約書の写し等）	○	○
前年度分の納税証明書	○	○
※1：納税証明書は、「法人税又は所得税の納税証明書」及び「市税の未納なし証明書」の両方の証明書（いずれも前年度分）を添付してください。		

表 4-11　工事施行者の能力を確認するために必要な書類（工事施行者が個人の場合）

	添付書類
氏名及び住所を証する書類	○
工事を指導・監督する技術者の資格証明書など	○
業務経歴を証する書類（契約書の写し等）	○
前年度分の納税証明書	○
※1：納税証明書は、「法人税又は所得税の納税証明書」及び「市税の未納なし証明書」の両方の証明書（いずれも前年度分）を添付してください。	

また、氏名及び住所を証する書類は以下のいずれかを提出してください。

① 住民票
② 個人番号カード（表面のみ、番号を黒塗りしたもの）
③ 運転免許証
④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）
⑤ 在留カード
⑥ 特別永住者証明書

書類等のうち、A3 サイズを超えるものは、縦 26cm、横 17cm のサイズに折りたたみ提出してください。

許可申請までに、工事施行者が未定の場合は、その理由書を添付し、許可申請書へは「未定」と記入してください。なお、工事施行者が決定次第、速やかに変更許可を申請してください。

４－７　土石の堆積に関する工事の期間

土石の堆積は許可期限が５年以内となっています。これは、盛土や切土などの恒久的な造成工事とは異なり、一時的に堆積することを前提としているためです。

許可した土石の堆積が期間を満了する場合には、当該土石の堆積を除却することとなります。

なお、資材置き場での堆積やストックヤードとしての利用など、やむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続することが適当である場合には、許可の日から５年を経過する前に、変更の許可が必要となります。変更の許可の際は、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量の確認など、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であることを確認します。